

令和 4 年 9 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
9 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年9月15日(木) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	欠	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局 長 増山 善樹 ②主 査 小守 愛 ③副主査 米本 一樹
④主 事 平田 幸子

農政課

①係 長 俎野 典康 ②副主査 穴戸 達弥

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 28 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 4	報告第 29 号	違反転用事案の報告について
日程第 5	議案第 92 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議案第 93 号	農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 7	議案第 94 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 8	議案第 95 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 9	議案第 96 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 10	議案第 97 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）
日程第 11	議案第 98 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 99 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 13	議案第 100 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 101 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 102 号	農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
日程第 16	議案第 103 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 17	議案第 104 号	現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

- 議 長 只今より、令和4年9月定例総会を開会いたします。
- 日増しに秋の気配が感じられ、稲作をはじめ、収穫の繁忙期を迎えるなかでの、本日の開催でございます。委員の皆様には、繁忙期に備えて、健康管理やお身体にご自愛いただければと存じます。
- それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は、7番・志賀恒夫委員であります。
- 出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。
- 議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号1番・浦島英幸委員、2番・今野秀幸委員、3番・高倉裕信委員を指名いたします。
- 議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。9月12日、郡山市の「ビッグパレットふくしま」で開催された、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に、両委員から各2名、事務局職員1名の計5名で参加しました。研修では、農業の活性化を目指すための集落ごとの話し合い運動や、農地利用のあり方に関して地区住民の合意形成の進め方、大切さについて、講話をいただきました。以上をもって諸般の報告といたします。
- 議 長 次に、日程第3、報告第28号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。
- 事務局 報告第28号についてご説明いたします。議案書の2ページから5ページになります。今回、19件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。
- 議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第２９号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２９号についてご説明いたします。議案書の６ページ、整理番号１番及び２番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号１番については、平成２０年に相続により取得しましたが、平成４年頃から進入路として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号２番については、昭和４７年に農家住宅を建築したほか、進入路も整備し使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第５、議案第９２号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第９２号についてご説明いたします。議案書の７ページから８ページ及び当日追加議案書の１ページから１８ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 追加議案書を当日配布しましたので、３分間の閲覧をお願いいたします。

議 長 暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課 それでは、議案書 7 ページから 8 ページ及び当日追加議案書をご覧ください。利用権設定が 190 件となっております。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、賃借料につきましては、双方合意のうで決定しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 93 号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 93 号について、ご説明いたします。議案書の 9 ページから 23 ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課 それでは、議案第 93 号についてご説明いたします。議案書の 9 ページから 23 ページになります。鹿島区八沢第一換地区において、営農改善組合を結成し、農用地利用規程を作成しましたので、設定に当たり審議を求めるものでございます。農用地利用規程の内容については、12 ページからになります。当該規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、八沢第一換地区の農業振興と農業経営の改善を目的としています。第 2 条においては、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に 3 つの取り組みを示しております。第 3 条の実施地区につきましては、16 ページから 17 ページの区域図のとおりでございます。第 4 条から第 14 条では、第 2 条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第94号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第94号についてご説明いたします。議案書の24ページから25ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号8番については、下限面積要件の例外に当たります。譲受人の経営面積が50アールを満たしておりませんが、農地の位置、面積、形状等からみて、その農地に隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地に該当することから妥当と判断しております。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第95号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第95号についてご説明いたします。議案書の26ページから31ページになります。詳細については、記載のとおりです。議案第95号申請番号1番から27番、議案第103号申請番号1番から13番が関連となります。申請番号1番から13番については、営農者が土地の使用貸借権を設定するための申請です。申請番号14番及び16番から27番については、発電事業者が区分地上権を設定するための申請です。申請番号15番については、営農者が地役権を設定

するための申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言をお願いします。

議 長 18番委員。

18番委員 議案第95号申請番号13番及び27番ですけれども、9月9日午後2時30分頃、私及び9番委員が代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づいて、代理人からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、当該地の排水路は、北側1カ所で、既に湿地化しており、営農作物であるヒサカキの育成には不適切と判断し、対策の提出を指導いたしました。したがって、本案件は、対策内容の提出を待つて再検討する必要があるため、継続審議が適当と判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今、18番委員から継続審議というご意見がありました。

議 長 18番委員、申請番号13番と27番でよろしいですか。

18番委員 はい。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 12番委員。

12番委員 継続審議の提案がありましたが、事由が聞き取れなかったもので、何故、継続審議なのかももう少し明確に説明をお願いします。

議 長 18番委員。

18番委員 理由につきましては、現況調査しましたところ、排水路が1カ所しかないので、湿地、沼地に近いような状態、水溜まりが出来ている状態でしたので、作物の栽培には適さないのではないかと判断に至ったわけです。以上です。

議 長 12番委員、いかがでしょうか。

12番委員 わかりました。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 11番委員。

11番委員 私も場所はわかるのですが、以前は田で、現在はおそらく何も作っていないと思います。18番委員がおっしゃるように、湿地になっているのでしょうか。

議 長 18番委員。

18番委員 少なくともそのままでは、ヒサカキは育たないだろうと、私及び9番委員で判断をさせていただきました。以上です。

議 長 11番委員、いかがですか。

11番委員 はい、わかりました。

議 長 そのほか、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、申請番号13番及び27番を継続審議とし、その他の申請案件については、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第96号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第96号についてご説明いたします。議案書の32ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第29号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番の現地調査委員、7番委員は欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第96号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。去る9月3日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、

現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第97号「農地法第4条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第97号についてご説明いたします。議案書の33ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第3種農地に集合住宅、物置等、駐車場を整備するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第97号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。去る9月9日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第98号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第98号についてご説明いたします。議案書の34ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。この案件は、議案第100号申請番号1番の関連案件です。事業計画変更に係る事由ですが、建売住宅を建築する目的で令和2年11月16日に転用許可を受けましたが、資材や設備等の調達が遅れて着工できないでいたところ、承継者が一般住宅を建築する計画となったことから、当初の事業計画を変更し承継するものであります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第98号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページになります。また、この案件は議案第100号申請番号1番関連の案件となっております。去る9月9日午前11時20分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第99号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第99号についてご説明いたします。議案書の35ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、一般住宅を建築する目的で昭和43年10月3日に転用許可を受けましたが、福島県住宅供給公社の住宅用地の抽選に当たり、当該地に住宅を建てたため、事業の必要性が無くなりました。さらに、現在の申請地周辺は宅地化が進んでおり、駐車場の需要が見込まれることから、貸駐車場を整備するため、事業計画を変更するものであります。なお、申請地は昭和57年3月17

日に１９６番１０と１９６番１７に分筆されており、分筆後の１９６番１７は公衆用道路として市の所有となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号１番について、４番委員。

４番委員 議案第９９号申請番号１番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は４ページになります。去る９月８日午後２時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第１３、議案第１００号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１００号についてご説明いたします。議案書の３６ページから３７ページ、申請番号１番から６番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号１番は議案第９８号申請番号１番の関連案件であり、申請番号２番は報告第２９号整理番号２番の違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。まず、申請番号１番について、３番委員。

３番委員 議案第１００号申請番号１番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は３ページになります。この案件は、議案第９８号申請番号１番の関連案件となっております。去る９月９日午前１１時２０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基

準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次、申請番号2番、3番について、14番委員。

14番委員 議案第100号申請番号2番及び3番につきまして、現地調査の結果をご報告いたします。現地案内図は5ページから6ページになります。

まず、申請番号2番でございますが、この案件は報告第29号整理番号2番関連の案件です。現地調査は9月12日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り及び現地を確認いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断してまいりました。

続きまして、申請番号3番の現地調査は、9月12日午後2時15分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査書の調査項目に基づきまして、現地調査を行いました。その内容につきましては、立地基準、一般基準とも満たしておりますので、妥当と判断してまいりました。以上ご報告いたします。

議 長 次、申請番号4番について、15番委員。

15番委員 議案第100号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。申請内容は記載のとおりです。去る9月10日午後2時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査をいたしました。調査の項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査した結果、一般基準、立地基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次、申請番号5番について、17番委員。

17番委員 議案第100号申請番号5番について、報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る9月11日午前8時頃より、譲渡人、譲受人立ち会いのもと、調査項目に従い、現地の確認調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準とも満たしており、また、金融機関からの残高証明も添付されておることから、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 次、申請番号6番について、2番委員。

2番委員 議案第100号申請番号6番について、現地調査報告をいたします。現地案内

図は9ページになります。去る9月9日午前10時頃より、譲渡人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第101号 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第101号についてご説明いたします。当議案につきましては、申請番号2番の申請が取り下げとなりましたので、申請番号1番のみのご審議をよろしく願いいたします。それでは、議案書の38ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりであり、第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第101号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は10ページのとおりです。去る9月8日午前9時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付す

ることといたします。

議 長 次に、日程第１５、議案第１０２号「農地法第５条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第１０２号についてご説明いたします。議案書の３９ページ、申請番号１番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。原町区雨水管渠築造工事の為、第３種農地を一時転用する申請であり、転用期間は許可日から９か月になります。以上です。

議 長 続きまして、申請番号１番の現地調査委員、７番委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、現地調査の結果をご報告いたします。現地案内図は１２ページになります。去る９月１３日午前９時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１６、議案第１０３号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第１０３号についてご説明いたします。議案書の４０ページから４４ページ、申請番号１番から１４番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号１番から１３番につきましては、いずれも議案第９５号の関連であり、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請で転用期間は１０年間、営農作物はヒサカキになります。続きまして申請番号１４番につきましては、第２種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請になります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号1番から5番について、11番委員。

11番委員 議案第103号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は13ページになります。議案第95号申請番号1番、14番関連になります。去る9月8日午前10時30分頃より、4番委員と代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

 なお、議案第103号申請番号2番、3番、4番、5番についても、去る9月8日、4番委員と代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は14ページから16ページになります。この案件は、いずれも議案第95号関連の案件です。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号6番から10番について、12番委員。

12番委員 議案第103号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。本案件ではありますが、議案第95号申請番号6番及び20番と関連する案件です。現地案内図は17ページです。申請内容と申請事由は、記載のとおりとなります。去る9月9日午後2時35分より、代理人行政書士立ち会いのもとに、3番委員と私の2名で現地調査を行いました。案件は、営農型太陽光発電設備を導入し、再生エネルギーの推進を図りながら、パネル下部でヒサカキを営農するため、パネル支柱部の一部について、一時転用の申請を行うものであります。調査書の調査項目に基づきまして、許可申請事業計画の内容の確認、そして、現地の状況等を調査した結果、立地基準については、県の営農再開支援事業による保全管理中で、荒廃化はしていないという状況下であります。さらに、南相馬市の太陽光発電設備設置の考え方によると問題はなく、適正であるとこのように判断をいたしました。また、一般基準の事業実施の現実性と妥当性については、南相馬市から設備設置者と営農者あてに5月16日付けで了解の回答がされ、加えて、5月30日に事業への同意通知書が出されております。さらに、管轄土地改良区から容認の意見書、設備設置者から農業委員会あてに8月24日付けで誓約書、念書が提出されておまして、問題はなく、一般基準を満たしておまして、適正であると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願いをいたします。以上でござい

ます。

続いて、議案第103号申請番号7番について、現地調査の報告をいたします。本案件でございますが、議案第95号申請番号7番及び21番と関連する案件です。現地案内図は18ページになります。申請内容と申請事由は記載のとおりとなります。去る9月9日午後1時55分より、代理人行政書士立ち会いのもと、3番委員と私の2名で現地調査を行いました。案件は、営農型太陽光発電設備を導入しまして、再生エネルギーの推進を図りながら、パネル下部でヒサカキを営農するため、パネル支柱部の一部について、一時転用の申請を行うものであります。調査書の調査項目に基づき、許可申請書、事業計画内容の確認、そして、現地の状況等を調査した結果、立地基準については、営農再開支援事業による保全管理中で、荒廃はしていない状況下であります。さらに、南相馬市の太陽光発電設備の設置の考え方によると、問題はなく適正であると判断いたしました。また、一般基準の事業実施の確実性、妥当性については、南相馬市から設備設置者と営農者あてに、5月16日付けで了解の回答がされ、加えて、5月30日には事業への同意通知書が出されております。さらに、管轄土地改良区からの容認の意見書、設備設置者から農業委員会あてに、8月24日付けで誓約書と念書が提出されておまして、問題なく、一般基準を満たしており、適切であると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上でございます。

続きまして、議案第103号申請番号8番について、現地調査の報告をいたします。本案件は議案第95号申請番号8番及び22番と関連する案件でございます。現地案内図は19ページになります。申請内容と申請事由は記載のとおりとなります。去る9月9日午後1時15分頃より、代理人立ち会いのもとに、3番委員と私の2名で現地調査を行いました。案件は、営農型太陽光発電設備を導入し、再生エネルギーの推進を図りながら、パネル下部でヒサカキを営農するため、パネル支柱部の一部について、一時転用の申請を行うものであります。調査書の調査項目に基づきまして、許可申請書、事業計画の内容の確認、そして、現地の状況等を調査した結果、立地基準については、農振地域区域内の農地であり、保全管理もされており、荒廃化はしていない状況であります。さらに、南相馬市の太陽光発電設備設置の考え方によると、問題はなく、適正であると判断をいたしました。また、一般基準の事業実施の確実性、妥当性については、南相馬市から設備設置者と営農者あてに2月25日付けで了解の回答がされ、加えて、8月22日には事業への同意通知書が出されております。さらに、管轄土地改良区から容認の意見書、発電事業者から農業委員会あてに1月15日付けで誓約書が提出されておまして、問題なく、一般基準を満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議方よろしくお願いをいたします。以上です。

続いて、議案第103号申請番号9番については、議案第95号申請番号9号及び23番関連の案件であり、現地案内図は19ページでございます。去る9月

9日午後1時5分頃より、代理人立ち会いのもとに、3番委員と私の2名で現地調査を行いました。申請番号9番については、申請番号8番と設定人が同一でありますので、土地改良区からの意見書も含め、農業委員会あてに1月15日付けで誓約書が提出されておりまして、問題なく、一般基準を満たしており、適切であるところのように判断をいたしました。

最後に、議案第103号申請番号10番について、現地調査報告をいたします。本案件は議案第95号申請番号10番及び24番と関連案件です。現地案内図は20ページでございます。申請内容と申請事由は記載のとおりとなります。去る9月9日午後1時30分頃より、代理人立ち会いのもとに、3番委員と私の2名で現地調査を行いました。案件は、営農型太陽光発電設備を導入し、再生エネルギーの推進を図りながら、パネル下部でヒサカキを営農するため、パネル支柱部の一部について、一時転用の申請を行うものであります。調査書の調査項目に基づきまして、許可申請書、事業計画の内容の確認、そして、現地の状況等を調査した結果、立地基準については、農振地区域内の農地であり、営農再開はされておきませんが、畑地として保全管理されておりまして、荒廃化はしていない状況下であります。さらに、南相馬市の太陽光発電設備の設置の考え方によると問題はなく、適切であると判断いたしました。また、一般基準、事業実施の現実性と妥当性については、南相馬市から設備設置者と営農者あてに7月25日付けで了解の回答がされ、加えて、8月22日には事業同意通知書が出されております。さらに、発電事業者から簡略ではありますが、8月3日付けで農業委員会あてに誓約書が提出されておりまして、問題なく、一般基準を満たしていると判断をいたしました。皆様方のご審議方よろしくお願ひをいたします。以上でございます。

議 長 次に、申請番号11番から14番について、18番委員。

18番委員 議案第103号申請番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、本案件は議案第95号申請番号11番及び25番の関連案件です。現地案内図は21ページのとおりです。去る9月9日午後2時15分頃より、私及び9番委員が代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第103号申請番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、本案件は議案第95号申請番号12番及び26番の関連案件です。現地案内図は22ページのとおりです。去る9月9日午後2時30分頃より、私及び9番委員が代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の

調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。なお、本案件は中学校に道路を挟んで隣接しており、通学路としても使用されることから、施工時の交通事故防止策を実施するように指導をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

次に、議案第103号申請番号13番ですけれども、現地調査の結果を報告いたします。なお、本案件は議案第95号申請番号13番及び27番の関連案件です。現地案内図は23ページになります。去る9月9日午後2時30分頃より、私及び9番委員が代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、先程も申し上げましたように、当該地の排水路は、北側1カ所で不十分であり、既に湿地化しており、営農作物の育成には不適切と判断し、対策の提出を指導しましたので、本案件は、継続審議と判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

最後に、議案第103号申請番号14番についても、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は24ページになります。去る9月9日、現地調査を行いました。本案については、代理人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、特に問題はなく、立地基準及び一般基準ともに要件を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ないようでありますので、申請番号13番を継続審議とし、その他の申請案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、 日程第17、議案第104号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第104号についてご説明いたします。議案書の45ページになります。申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。いずれも、不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上で

す。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、3番委員から、報告を願います。

3番委員 議案第104号現況確認証明申請について現地調査報告いたします。去る9月6日午後1時50分頃より、18番委員及び私、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名の合計4名で現地調査を行いました。

申請番号1番でございますが、現地案内図は25ページになります。当該地は鹿島区浮田地区にあり、土地の所有者につきましては、相続により取得しましたが、居住が東京都となっており、管理することが非常に困難であります。現在は原野化しており、農地としての利用は不可能と判断し、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号2番です。現地案内図は26ページになります。当該地は、鹿島区北海老地区の山林の中に位置していますが、接道はあるものの、数10年間使用されておらず、また、倒木等により、到達が不可だったため、周囲の状況も勘案し、非農地と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告2件、及び議案13件、合わせて15件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の9月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後2時35分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和4年10月17日

議事録署名人（1番・ウラシマ ヒデユキ）

議事録署名人（2番・コンノ ヒデユキ）

議事録署名人（3番・タカクラ ヒロノブ）
